

# 第3章 学校と地域の連携・協働の進め方

## 1 地域の実情に応じた形態

### (1) 学校区との関係で形成される「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」のパターン ※地域学校協働活動推進員は、複数配置可能

#### パターンⅠ

(各学校に1つずつ配置する)

A中学校 学校運営協議会	A中学校区 地域学校協働本部
B小学校 学校運営協議会	B小学校区 地域学校協働本部

#### パターンⅡ

(学校運営協議会を各学校に1つずつ配置し、地域学校協働本部を統一する)

A中学校 学校運営協議会	A中学校区 地域学校協働本部
B小学校 学校運営協議会	

#### パターンⅢ

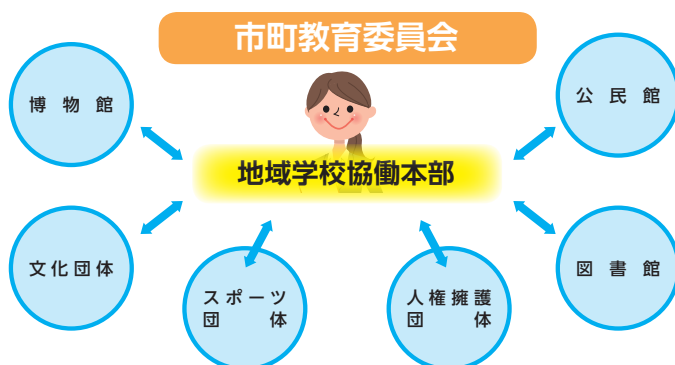
(学校運営協議会、地域学校協働本部を中学校区に統一する)

A中学校区学校運営協議会 A中学校 B小学校、C小学校	A中学校区 地域学校協働本部
-----------------------------------	----------------

### (2) 地域学校協働本部の「支援拠点」を配置する考え方の例

地域学校協働本部は、学校運営協議会のような会議体を必要とはしませんが、コーディネーター役となる、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）は、重要な役割を果たす立場になるので、活動の安定化・持続化を図る上で、活動拠点や相談窓口となる場所が欠かせないと考えます。そこで、いくつか参考例を示します。

参考例①「教育委員会」が支援拠点となる取組み（東かがわ市、宇多津町）



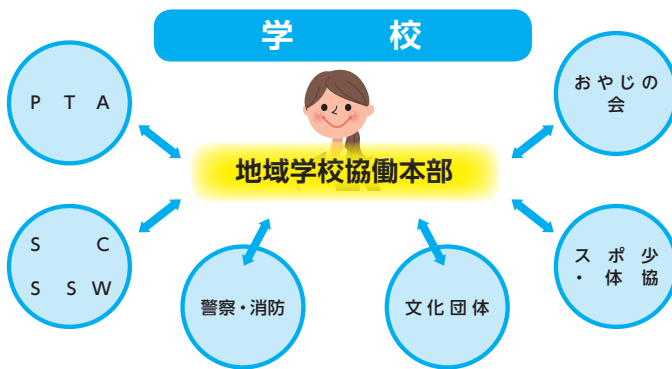
#### <利点>

- ・教育委員会は、各学校をはじめ、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設を所管するため、利用の相談が容易である。

#### <課題>

- ・本部数が増えると教育委員会の運営負担が大きくなる可能性がある。

参考例② 「学校」が支援拠点となる取組み（三木町）



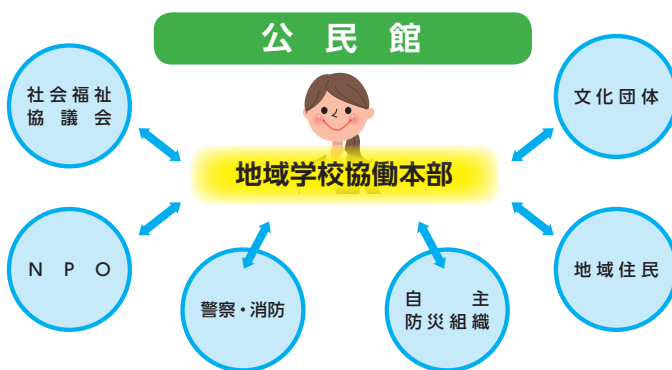
<利点>

- ・学校支援活動についての相談が容易である。
- ・学校側の課題やニーズを把握しやすい。

<課題>

- ・学校支援活動以外の活動をどう進めるか検討する必要がある。

参考例③ 「公民館」が支援拠点となる取組み（さぬき市、三豊市、まんのう町）



<利点>

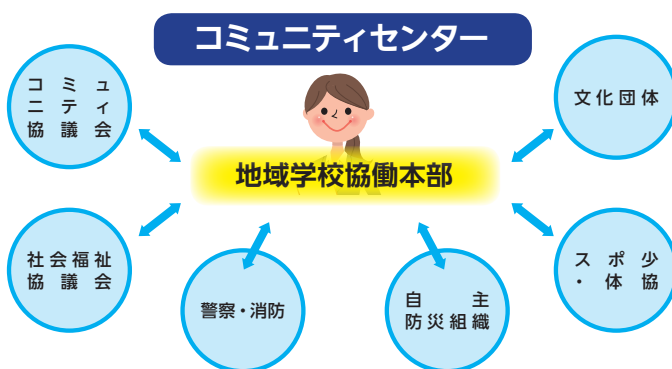
- ・社会教育法に定める「公民館の目的」※は地域学校協働活動の理念と共通する部分が多いので、活動しやすい。
- ・すでに蓄積されたノウハウを活動に生かせることが多い。
- ・施設自体を活動の場として活用できる。
- ・全国的に取組みの好事例も多い。

<課題>

- ・公民館の実態を把握した上で支援拠点とすることがどうかを検討する必要がある。

※「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」<社会教育法第20条>

参考例④ 「コミュニティセンター」が支援拠点となる取組み（高松市、丸亀市）



<利点>

- ・生涯学習事業だけでなく、様々な住民サービス機能を併せ持つ施設であるため、教育と福祉のほか、多くの機関との連携により幅広い住民参画が可能である。
- ・既存の体制を有効利用できる。

<課題>

- ・教育委員会と首長部局（地方創生や子育て支援を所管する部局など）との連携が不可欠である。（例：「地域学校協働活動」と「まちづくり協議会」との連携による防災教育など）

- <コミュニティセンターの主な業務>
- ・地域づくりに関する事業
  - ・各種講座の開設
  - ・広報の発行
  - ・避難所の運営
  - ・市町の窓口業務など（地域による）